

専決処分の報告について

1 報告件名

相生第二歩道橋階段部の滑り止め用ゴムの劣化による、転倒事故に係る示談処理

2 事故の概要

令和2年5月16日、区が管理する相生第二歩道橋の階段部分を歩行していた者が、劣化していた滑り止め用ゴムに足を滑らせ、転倒した際、同人が負傷した。

3 専決処分年月日

令和3年3月4日

4 専決処分の内容

区は、本事故による損害額に当たる金額を被害者に支払うこととし、今後、区と被害者との間に、書面に定めるほか何ら債権債務が存しないことを確認する示談書を取り交わした。

5 示談金額

金15,120円

なお、示談に要する損害賠償金は、特別区自治体総合賠償責任保険により、全額が補てんされる。

6 示談の相手方

70歳代 女性（区内在住）

現場写真



拡大写真

